

函館市小児慢性特定疾病審査会運営要領

第1 目的

この要領は、函館市小児慢性特定疾病審査会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、函館市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

第2 会議の招集

審査会の会議は、次の各号に掲げる場合に招集する。

- (1) 市長から児童福祉法第19条の3第4項に規定する審査を求められたとき
- (2) 委員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき、または会長が必要と認めたとき

第3 会議

- 1 審査会の会議は、非公開とする。
- 2 要綱第4第3項に規定する会議の招集にあたり、委員の出席が困難であると会長が認めた場合は、書面による審査に代えることができるものとする。

第4 審査

- 1 委員会は、対象疾病の疾病群のいかんを問わず、全員で審査するものとする。
- 2 委員会は、必要に応じ、市に説明を求め、または関係資料の提出を求めることができる。

第5 秘密の保持

- 1 委員会は、審査を行うため審査会で配布される資料の取扱いには十分配慮するものとする。
- 2 委員または委員であった者が、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。